

小型機船底びき網漁業

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
2-6-2	手繰第3種なまこけた網漁業	定めなし	3トン未満	定めなし	共第33号の共同漁業権の漁場区域内	10月1日から翌年の3月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	周年
2-6-3	手繰第3種なまこけた網漁業	定めなし	3トン未満	定めなし	共第34号の共同漁業権の漁場区域内	10月1日から翌年の3月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	周年
2-6-4	手繰第3種なまこけた網漁業	定めなし	3トン未満	定めなし	共第35号の共同漁業権の漁場区域内	10月1日から翌年の3月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	周年
2-6-5	手繰第3種なまこけた網漁業	定めなし	3トン未満	定めなし	共第36号の共同漁業権の漁場区域内	10月1日から翌年の3月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	周年
2-6-6	手繰第3種なまこけた網漁業	定めなし	3トン未満	定めなし	共第37号の共同漁業権の漁場区域内	10月1日から翌年の3月31日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	周年

備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 申請期間の欄の「周年」とは、公示の日から4に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
- 4 この告示に係る許可の有効期間は、令和8年9月1日から令和13年8月31日までとする。